

文部科学大臣
遠山敦子 殿

平成15年3月20日
総合規制改革会議
議長 宮内義彦

資料等提出依頼

2月7日に開催された第6回構造改革特区に関する意見交換会において、当会議の委員、専門委員から貴省に対し依頼致しました以下の事項について、その後、当会議事務局から度重なる提出のお願いをしているところですが、本日現在、十分な御回答を頂いておりません。

つきましては、総合規制改革会議令第5条第1項に基づき、下記の事項について、改めて、資料、データ等の提出をお願い致します。

提出期限：3月25日(火)正午

原則として、提出された資料はホームページ等において公開させていただきます。なお、期限までに提出が困難な場合は、その理由及び提出可能な時期についてもご回答頂きたくお願い致します。また、期限までに提出が困難な場合または提出がなかった場合は、その事実及びその理由も公開させていただきます。

記

1. 特区において株式会社やNPO等が学校経営を行う場合、「これらを憲法第89条に規定される「公の支配に属する教育事業」を行うものとして、学校法人と同様に私学助成の対象とするためには、学校教育法と私立学校法上の諸規制と同様の規制が必要不可欠である」との貴省の御説明について、当該「諸規制」というのは、両法におけるいかなる規定であるかについて、具体的かつ詳細に御教示頂きたい。
2. 貴省の御説明では、私立学校振興助成法附則第2条に基づき、当分の間学校法人となることを要しない「学校法人以外で盲学校、養護学校又は幼稚園などの私立の学校を設置する者」に対し私学助成金が交付されている実態があるとのことであるが、交付された者と、それぞれの交付時期、交付金額(各年度毎)等について、具体的かつ網羅的に御教示頂きたい。

3. 「義務教育は、これを無償とする」との憲法第26条第2項の解釈として、学校教育法上の正規のカリキュラム以外に、学校が追加的に行うような教育について、これを有償としてはならないということを、正当化する判例や学説があれば御提供頂きたい。
4. 当会議の「平成14年度中間とりまとめ」の27ページ<第2章2.(3)1)教育・福祉分野における株式会社等への助成の取り扱い>に記載されている当会議の憲法第89条に係る記述に対する貴省の見解を、具体的かつ詳細に御教示願いたい。

なお、この他にも追加依頼、回答を踏まえた再依頼など有り得ますことをお含みおき下さい。

【参考】総合規制改革会議令（平成13年3月30日政令第87号）(抜粋)

第5条（資料の提出等の要求）

会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとして申出があったときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。